

# 田布施地域交流館出荷規定

平成18年2月1日

協同組合 田布施地域交流館

## 田布施地域交流館出荷規定

### (目的)

- 1、この規定は、「交流スペース」(以下「販売所」という)において、田布施町で生産された農林水産物及び加工品を展示販売し、消費者ニーズに対応できる生産物を供給することにより、地元住民との交流を図ることを目的とする。

### (出荷者)

- 2、商品の出荷を行う者(以下「出荷者」という)については登録制とし、協同組合に登録を行い、売上金入金用の口座を開設しなければならない。
  - ・出荷者は、出資金、賦課金(年会費)を下記により支払うものとする。

個人出荷者	出資金	1,000円	賦課金	2,000円
グループ出荷者	出資金	2,000円	賦課金	4,000円
  - ・1月から3月期に入会する者は、出資金のみとし、賦課金は新年度から支払うものとする。

### (出荷体制)

#### 3、(1)出荷時間

出荷の時間については、営業開始30分前から営業が終了するまでの下記時間帯とする。

出荷可能時間 午前7:30 ~ 午後4:30

#### (2)班長の出荷推進

班長は担当地区の出荷者をよく把握し、積極的に出荷者の出荷拡大を推進しなければならない。特に冬季の端境期はより積極的に出荷の推進に努めなければならない。

#### (3)出荷方法

- ・出荷者自身が、販売所に商品を搬入し、マネージャーの指示により陳列する。
- ・出荷者は規定のラベル(バーコードラベル及び、表示法等により必要とされる表示ラベル)を商品の見やすい所に貼り付ける。
- ・出荷物で食品衛生法等の法的手続きを必要とする出荷物については、要件を満たした物でなければ出荷してはならない。
- ・出荷者は、一度に大量に出荷しないように調整し、特定の日に出荷が集中しないように平均的に出荷するよう努力しなければならない。

- ・出荷品については、衛生的に取扱い、荷姿についても傷まないように工夫すること。
- ・マネージャーは状況に応じて出荷量の制限を行うことが出来る。

#### (4) 出荷物

- ・田布施町で生産、搾取された農林水産物、もしくは田布施町で生産された原材料を基に加工製造された物とする。但し、マネージャーが必要と認めた場合はこの限りではない。
- ・出荷者は、出来るだけ多くの種類の生産物を、平均的に出荷できるよう心がかるものとする。
- ・マネージャーが商品として不相当と判断した物については、出荷を認めないことが出来る。
- ・出荷物を他所から仕入れ、加工なしで出荷する中間利益確保を目的とした商業的行為を禁止する。
- ・出荷時に鮮度の落ちているもの及び販売中に鮮度が落ち、商品として不相当と判断したものは、マネージャー、役員の権限で、販売所より取り下げるものとする。
- ・出荷者は、鮮度と品質に常に心がけ、出来るだけ多くの種類の生産物を平均的に出荷できるように取り組むものとする。

#### (販売価格)

- 4、・価格については、自由に設定できるが、出荷者の判断において良心的に行われなければならない。
- ・価格が市場価格と明らかに異なる場合は、マネージャーの権限で適正価格に修正指導することが出来る。

#### (精 算)

- 5、精算金の精算は月末締めとし、翌月10日(金融機関が休業日の場合はその翌月)に指定口座に振り込むものとする。

#### (売残品の取扱い)

- 6、・出荷物の売れ残り品については、出荷者が閉店後又は、翌日の朝、責任を持って引き取らなければならない。
- ・出荷物が引き取られないものについては、マネージャーの判断において処分することが出来る。但し必要に応じて処理費用を徴収する場合がある。

(事故及び苦情の処理)

- 7、・出荷物に対する事故及び苦情は、出荷者の責任において処理することとする。
- ・商品の盗難や破損及び所定の表示不備により生じた損害については、生産者の負担とする。

(処 分)

- 8、出荷物に対して事故及び苦情のあった出荷者については、マネージャーにより注意又は改善指導を行い、改善等の対処が見られないと判断した時は、出荷の停止、脱退勧告の処分を行うことが出来るものとする。
- ・出荷停止期間は、協同組合理事会で決定するものとする。
  - ・脱退勧告の処分を受けた場合は、協同組合に2年間入会することが出来ないものとする。

(調査研究)

- 9、出荷者は常に消費者とふれあい、消費者の意見動向の調査研究を行い、新鮮で品質の良い、信頼される生産物を出荷できるように常に努力するものとする。

(その他)

- 10、この要綱の定めるものの他に必要なものは、協同組合理事会において定める。

この規定は、平成14年4月1日より適用する。

この規定は、平成16年4月1日より適用する。

この規定は、平成18年2月1日より適用する。